

その他施設(市内)

文化 プンブン劇場

日時 2/6(日)14:00～15:00
場所 倉治図書館2階 視聴覚室
内容 劇団「おい〜で」による人形劇「トッピーとルイ」、うたあそびほか
定員 30人(先着) 費用 無料
申込 当日13:30から整理券配布
☎ 倉治図書館 ☎891-1825

健康 元気アップ体操クラブ



健康づくりに役立つ市オリジナルの体操です。
①星田会館 体育館
2/2・16(水)13:30～14:15 定員 60人
②青年の家 武道施設
2/10(木) 定員 各部50人
1部:13:30～14:15 2部:14:30～15:15
③いきいきランド交野 2階サブアリーナ
2/25(金)10:30～11:15 定員 60人
対象 おおむね65歳以上の市民
費用 無料
持ち物 飲み物、上履き、①は靴を入れる袋
申込 直接会場(15分前から受付)
☎ 高齢介護課 ☎893-6400



福祉 ICTサポーター登録のためのスマホ講習会・説明会

ICT講座等のサポーターを募集します。
日時 2/24(木)13:30～16:00
場所 ボランティアセンター2階 活動室
対象 市内と周辺在住・在勤・在学者
定員 5人(要申込)
費用 無料
申込・☎ ボランティアセンター ☎894-3737



環境 資源になるとゴミが減る！～リサイクルと資源ゴミの話～

上手に捨てて、上手に減らす、今さら聞けないゴミの捨て方をお話しします。参加者にはエコバッグのプレゼントあり。
日時 3/7(月)10:00～12:00(9:45受付)
場所 市役所別館 3階中会議室
対象 市民
定員 25人(先着) 費用 無料
持ち物 筆記用具
申込・☎ 2/1(火)から交野みどりネット事務局 ☎892-0121

その他施設(市外)

消防 甲種防火管理新規講習会

消防法令により防火管理者の選任が必要な事業所で、異動などにより防火管理者が不在となる場合には、必ず受講してください。
日時 3/17(木)・18(金)
場所 枚方寝屋川消防組合消防本部5階 多目的ホール
対象 市内在住・在勤の防火管理資格取得希望者
定員 3人(先着) 費用 4,000円
持ち物 甲種防火管理新規講習受講申込書兼受講票
申込・☎ 2/21(月)～25(金)に消防本部予防課 ☎892-0012

仕事 起業について学べるセミナー【副業#2】

日時 2/26(土)14:00～16:00
場所 枚方T-SITE4階 イベントスペース
講師 miiRise(株) 今出圭さん
定員 40人(先着) 費用 無料
申込・☎ 北大阪商工会議所 ☎843-5154

オンライン

子育て Zoomで子育て講演会

日時 3/7(月)10:30～11:30
内容 「ママ・パパのハッピースタディーズ～幸せな子育て・自分育てをしよう～」
講師 HEALホリスティック教育実践研究所所長 金香百合さん
定員 30人
申込・☎ 3/3(木)までにEメールでばらりすひろば ☎polaris05katano@gmail.com (Zoom専用メール) 申し込み後、IDとパスワードを送ります。 ☎893-1414



notice

お知らせ

制度・業務

教育 市奨学金貸付の申請期限は3月末まで

経済的理由で高校・大学等への就学が困難な人に学費の一部貸付制度を設けています。
※借家・持家別の所得制限があります。
対象 市内に居住の上で住民票を有し、学校教育法に規定する学校に進学または就学中の本人(保護者ではありません)

必要書類

▷普通奨学金貸付申請書(市ホームページにも掲載)
▷合格通知書
▷住民票(世帯全員・全部事項記載分)
▷令和3年度(令和2年分)所得証明書(世帯員で扶養に入っていない18歳以上の人全員分)
▷世帯が保護者名義の借家(賃貸)に居住の場合、賃貸契約書や家賃決定通知書(府営住宅)等、所在地、貸主、借主、家賃の記載がある書類の写し
※借家証明の提出がない場合は持ち家で審査します。
▷ひとり親家庭の世帯は、それが分かる書類の写し(ひとり親家庭医療証や児童扶養手当証書等)

貸付額

▷高校・高専・支援学校高等部等:在学中年間4万円(特別貸付6万円)
▷大学・短大等:在学中年間6万円(特別貸付9万円)
※特別貸付は、令和4年度に高校・大学等に進学する人が申請できます。
返還 在籍学校卒業後、奨学生自身による償還(高校生等は月5,000円、大学生等は月1万5,000円程度)
※奨学生が卒業後さらに進学する場合、その在籍期間中は返還猶予となります。別途申請・証明が必要です。

申込・☎ 学務保健課 ☎810-8011

子育て 児童手当の定例払い

2/15(火)に令和3年10月～4年1月分を支給します。定例払いは、すでに申請(現況届を含む)を済ませ、支給認定された人に支払います。未申請・書類不備等の人には支払いができませんので、心当たりがある場合はお問い合わせください。

児童手当に関するお願い

次に該当する場合は、必ず届け出をしてください。
▷出生などで子どもが増えたとき(出生日の翌日から15日以内)
▷転入したとき(転入日の翌日から15日以内)
▷転出したとき
▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき
▷子どもの監護・生計関係がなくなったとき
▷生計中心者が変更になったとき
▷その他、支給要件に該当しなくなったとき

☎ 子育て支援課 ☎893-6406



福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人
①身体障がい者手帳1・2級を持っている
②療育手帳Aを持っている
③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3～6級を持っている
④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている
⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する
※所得制限があります。助成開始は申請月から。
☎ 障がい福祉課 ☎893-6400